

岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業者指定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（令和5年4月28日障発0428第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）の10に基づき、岐阜県知事（以下「知事」という。）が岐阜県強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）及び岐阜県強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）の事業者の指定に関し手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(事業者の要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる者について事業者としての指定をすることができる。

- (1) 事業者として指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法人格を有するものとする。ただし、次の条件を満たす場合は、法人に準じて取り扱う。
 - ア 代表者が定められていること。
 - イ 会の組織、運営について明確に規定が定められていること。
 - ウ 会計が適切に処理されていること。
- (2) 申請者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (3) 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- (5) 申請者が、過去3年以内に本要綱第17条に定める指定取消処分を受けていないこと。

(研修内容の要件)

第3条 研修は、次の要件を満たすこと。

- (1) 運営要領及び本要綱に定める内容に従い、研修事業が継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムは、運営要領別紙1（基礎研修）又は別紙2（実践研修）を標準とするとともに、当該年度における厚生労働省又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する強度行動障害支援者養成研修に沿ったものとする。

なお、地域性、受講者の希望等を考慮し、時間数を延長すること及び必要な科目を追加することも差し支えないものとする。
- (3) 講義及び演習を担当する講師については、以下の研修講師基準に従い、強度行動障がい有する者の障がい特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障がい支援者養

成研修を教授するのに適当な者から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

(研修講師基準)

ア 基礎研修

(ア) 国が実施する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修」若しくはそれに相当するものとして知事が認める研修の講師等又は受講者。

なお、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修」に相当する研修の講師等又は受講者を講師にあてようとする場合は、申請にあたって、岐阜県に協議を行うこと。

(イ) 基礎研修の講師経験者。

(ウ) 運営要領別紙 1 に規定される「実践報告」については、現に支援に携わっている者。

イ 実践研修

(ア) 国が実施する「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修」若しくはそれに相当するものとして知事が認める研修の講師等又は受講者。

なお、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修」に相当する研修の講師等又は受講者を講師にあてようとする場合は、申請にあたって、知事に協議を行うこと。

(イ) 実践研修の講師経験者。

(ウ) 運営要領別紙 2 に規定される「実践報告」については、現に支援に携わっている者。

(研修実施方法の要件)

第 4 条 運営要領別紙 1 及び別紙 2 に規定される講義及び演習の実施方法については次の方法により実施すること。

- (1) 講義については対面（集合研修）又は通信により実施すること。
- (2) 演習については対面（集合研修）により実施すること。
- 2 通信により講義を実施する場合は、次に掲げる事項を満たす場合に限り認めるものとする。
 - (1) 研修カリキュラム及び内容が対面（集合研修）と同等によるもの。
 - (2) 双方向型による場合は、事業者において参加状況を常時確認し、接続されていることのみをもって出席としないこと。
 - (3) オンデマンド型又は講義映像の配布による場合は、講義動画に複数のキーワードを設定する等により事業者において受講確認を行うこと。また、受講効果を確認するため、効果測定を行うこと。効果測定の結果、あらかじめ設定した合格点に満たない場合は、再度課題を課して合格点に達するまで指導を行うこと。

(研修受講者の要件)

第 5 条 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則

(実施要領)等を定め、公開すること。

- (1) 開講目的
- (2) 研修事業の名称
- (3) 実施場所
- (4) 研修期間
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師氏名
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 開講時期
- (9) 受講資格
- (10) 受講手続(募集要領等)
- (11) 受講料等

2 研修の出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(その他の要件)

第6条 事業者は、事業運営上知り得た受講申込者等に係る秘密の保持について、十分留意すること。

- 2 事業者は、研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
- 3 研修受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。
- 4 障がいのある研修受講者に対しては、研修事業の実施に際して必要な配慮を行うこと。
- 5 研修の時間帯、曜日については、研修受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。
- 6 研修受講者を募集する際は、ホームページで募集を図る等周知に努めること。

(指定の申請)

第7条 申請者は、「強度行動障がい支援者養成研修事業者指定申請書」(様式第1号)を年度の最初の研修受講生を募集する日の2ヶ月前までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次のものを添付するものとする。
 - (1) 研修計画
 - (2) 講師履歴書及び講師就任承諾書
 - (3) 講師の資格証明書の写

(指定の決定)

第8条 知事は、本事業の指定を受けようとする者から申請があったときは、運営要領及び本要綱に基づき、その内容を審査する。

- 2 知事は、前項の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対して照会を行

い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

- 3 知事は、申請者に対し、指定の可否を決定し、「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業者指定通知書」（様式第2号）又は「同不指定通知書」（様式第3号）により、申請者に通知する。

（追加指定の申請）

第9条 既に研修事業の指定を受けて実施した者が、さらに研修事業の追加申請を行う場合は、新たに指定申請を行うものとする。

ただし、本要綱に基づき、前年度又は当該年度に実施された研修事業の実施者が、同一の課程及び実施方法の研修事業の指定を申請するときは、募集を開始しようとする2ヶ月前までに、「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業追加指定申請書」（様式第4号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、指定の可否を決定し、「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業追加指定通知書」（様式第5号）又は「同不指定通知書」（様式第6号）により、申請者に通知する。

（事業内容の変更）

第10条 事業者として指定を受けた後に、指定を受けた内容又は指定を受けた研修内容等の一部にやむを得ず変更する場合には、変更の10日前までに「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業変更届」（様式第7号）を知事に届け出ることとする。

ただし、緊急やむを得ないものであり、研修受講者に対し過大な負担を課さない場合は研修終了後10日以内に知事に届出ることができる。

- 2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、当該指定事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（事業の休止）

第11条 事業休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない（開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。）場合をいう。事業者はその1年度に限り事業の休止をすることができる。

ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、続けて2年度にわたり研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。

- 2 事業者は、研修事業を休止又は再開する場合には、休止は事業者で決定後10日以内に、再開は研修の募集期間の2ヶ月前までに「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業休止・再開届」（様式第8号）により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、本要綱第7条に基づき再開の届出に併せて、研修事業者

指定の申請を行わなければならない。

- 3 知事は、前項の研修事業休止の届出について受理した場合は、「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業休止届受理通知書」（様式第9号）により事業者あて通知するものとする。

（事業廃止の届出）

第12条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止を事業者で決定後10日以内に「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業廃止届」（様式第10号）により知事あてに届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の届出について受理した場合は、「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業廃止届受理通知書」（様式第11号）により事業者あて通知するものとする。
- 3 知事は、事業者から届け出なく事業が1年度間開講されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

（事業実施計画及び事業報告）

第13条 事業者は、毎年度あらかじめ次に掲げる必要事項を記載した事業計画書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

- （1）学則等
- （2）研修内容（基礎研修・実践研修の別）
- （3）日程
- （4）会場
- （5）募集期間及び周知方法
- （6）募集定員
- （7）当該年度の収支予算の細目

- 2 事業者は研修終了後1ヶ月以内に、「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業実績報告書」（様式第13号）又は「岐阜県強度行動障がい支援者養成研修実績報告書（補講者分）」（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して報告するものとする。

なお、年度内に複数回研修を実施する予定で指定を受けた場合、当該年度内の最後の研修が終了した後、（2）を提出することとし、その他の実績報告のときには、（2）を提出する必要はない。

- （1）岐阜県強度行動障がい支援者養成研修事業修了者名簿（様式第15号）
- （2）当該年度における研修事業に係る収支決算書

（修了証書の交付等）

第14条 事業者は、カリキュラムのすべての講義及び演習を修了した者に対して修了証書（基礎研修修了者：運営要領別紙5様式、実践研修修了者：運営要領別紙6様式）を交付すること。

- 2 事業者は、研修修了者について、次に掲げる必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分に注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出すること。

(1) 研修内容（基礎研修・実践研修の別）

(2) 修了証書番号

(3) 修了年月日

(4) 氏名

(5) 生年月日

(6) 連絡先

- 3 事業者は、研修修了者から修了証書の紛失・き損等により再交付の依頼があったときは、依頼者が修了者本人であること及び研修修了者名簿に記載されていることを確認したうえで修了証書を再交付すること。

(秘密の保持)

第15条 事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報については適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。

- 2 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導するなど、必要な措置を講じなければならない。

(調査及び指導等)

第16条 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び指定事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。

- 2 知事は、研修事業の実施状況等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

なお、この場合においては、あらかじめ、書面をもって当該事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第17条 知事は、本要綱第8条に基づき事業者の指定を受けた者が、次に掲げる事項のいずれか該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1) 本要綱第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 指定事業の指定を受けずに研修を行ったとき。
- (3) 研修指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告を行ったとき又は提出を求められてもこれに従わなかったとき。
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (6) 本要綱第16条に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。

(7) その他研修事業者として不適切と判断されたとき。

- 2 知事は、前項による取消しを行ったときは、「岐阜県強度行動障害支援者養成研修事業指定取消通知書」(様式第16号)を事業者に交付するものとする。
- 3 知事は、第1項による取消しを行った事業者名、研修課程及び形式並びに取消年月日等を公表するものとする。

(聴聞の機会)

第18条 知事は、本要綱第16条第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び本要綱第17条の指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

(書類の保存)

第19条 事業者は、次に掲げる書類を作成し保存しなければならない。

- (1) 受講者の研修への出席状況
- (2) 成績等に関する書類
- (3) 演習修了確認書
- (4) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類

(その他)

第20条 知事は、岐阜県強度行動障害支援者養成研修の事業者の指定について、他の都道府県に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもの以外については、別途知事の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和7年3月26日より施行する。